

細則の改定案（1月30日評議員会決定）

現行 2020年4月18日改正	改定案（改定される条は、現行と比較できるよう15条の2などと書いている。最終的には、16条などとして通し番号とする。右欄に改定後の条項）	改定案の説明・提案の理由	改定条項
(事務局)  第1条 本会の事務局は原則として会長の住所に置く。	(事務局)  第1条 本会の <u>事務局会の連絡先</u> は原則として会長の住所に置く。	事務局→事務局会は、会則第9条の追加による。	第1条
(会計)  第2条 本会の所在地は会計（幹事長）宅に置く。	(会計)  第2条 本会の所在地は会計（幹事長）宅に置く。	第2条：2020年4月18日に追加された。日本生物地理学会名義のゆうちよ銀行の口座を維持するため。	第2条
(出版事業)  第3条 本会は機関誌として 「Biogeography」、「日本生物地理学会会報	(出版事業)  第3条 本会は機関誌として 「Biogeography」、「日本生物地理学会会報		第3条

<p>(Bulletin of the Biogeographical Society of Japan)」を発行し、さらに「学会通信」、「Biogeographica」、「Fauna Japonica」等の出版を行う。</p>	<p>(Bulletin of the Biogeographical Society of Japan)」を発行し、さらに「学会通信」等の出版を行う。</p>	<p>第3条：出版していないので、現実に合わせて削除する。  <a href="#">「Biogeographica」</a>、  <a href="#">「Fauna Japonica」</a></p>
<p>(会員)</p> <p>第4条 名誉会員は本会に対し、特に功労のあった者を評議員会において推薦し、過半数の賛意をもって承認をえたものとする。会費は徴収しない。選挙権および被選挙権を持たない。</p> <p>第5条 正会員は年会費6000円以上を納入する。選挙権および被選挙権を持つ。</p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 名誉会員は本会に対し、特に功労のあった者を評議員会において推薦し、過半数の賛意をもって承認をえたものとする。会費は徴収しない。選挙権および被選挙権を持たない。</p> <p>第5条 正会員は年会費6000円以上を納入する。選挙権および被選挙権を持つ。</p>	<p>第4条</p> <p>第5条</p>

<p>第6条 団体会員は年会費 8000 円以上を納入する。選挙権および被選挙権を持たない。</p> <p>第7条 賛助会員は、本会の目的に賛同し事業を援助する会員であって、本会維持のための会費年額 10000 円以上を納めるものとする。選挙権および被選挙権を持たない。</p> <p>第8条 国外の正会員および団体会員も、年会費を国内と同一のものとする。</p> <p>第9条 3年以上会費を滞納した会員は退会とみなす。その際は事務局より事前に通告する。</p>	<p>第6条 団体会員は年会費 8000 円以上を納入する。選挙権および被選挙権を持たない。</p> <p>第7条 賛助会員は、本会の目的に賛同し事業を援助する会員であって、本会維持のための会費年額 10000 円以上を納めるものとする。選挙権および被選挙権を持たない。</p> <p>第8条 国外の正会員および団体会員も、年会費を国内と同一のものとする。</p> <p>第9条 3年以上会費を滞納した会員は退会とみなす。その際は<u>事務局会</u>より事前に通告する。</p>	<p>第6条</p> <p>第7条</p> <p>第8条</p> <p>第9条： 事務局→事務局会は、会則 9 条の追加による。</p>
--	--	--

(役員)	(役員の担当)	これ以降の見出しを、(役員の担当)、(役員の任期)、(役員会等の開催)、(役員の選出)に区分する。	第 10 条
第 10 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。	第 10 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。		第 10 条
第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合は会長の業務を代行し、会の運営にあたる。	第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合は会長の業務を代行し、会の運営にあたる。		第 11 条
第 12 条 会長、副会長、評議員は評議員会を組織し、会長の諮問により会務を審議する。	第 12 条 会長、副会長、評議員は評議員会を組織し、 <u>評議員の提案により、または</u> 会長の諮問により会務を審議する。	第 12 条 : 評議員会は、会長の諮問を審議すること以上に、会の運営を監督をする立場（上位の機関）である。評議員の提案で会務を審議できることを明確にする。	第 12 条
第 13 条 会計監査は本会の会計を監査する。	第 13 条 会計監査は本会の会計を監査する。		第 13 条
第 14 条 委員および幹事は本会の編集、企画、庶務および会計を担当する。また、委員会および幹	第 14 条 委員および幹事は本会の編集、企画、庶務、会計 <u>および広報</u> を担当する。 <u>会長は、委員長</u>	第 14 条 : 広報活動は広報委員長が担当する。 ➡会長が任命するのは委	第 14 条

<p>事会を組織して会長を補佐し、会務を運営する。<u>会長が委員（長）および幹事（長）を任命する。</u></p>	<p><u>(日本生物地理学会会報の編集委員長、Biogeography の編集委員長、企画委員長および広報委員長をいう) および幹事長（庶務幹事長および会計幹事長をいう）を任命する。</u> <u>会長、副会長、委員長および幹事長は、事務局会の構成員として、会の運営の核になる事務作業を行う。</u></p>	<p>員長および幹事長とする。 ►委員長は編集（会報と英文誌）、企画、広報の任務に当たること、幹事長は庶務、会計の任務に当たることを明確にした。事務局会を構成して、会長、副会長を含めて、委員長および幹事長が会の事務運営に当たることを明確にした。</p>
<p>第 15 条 会長、副会長および評議員の任期は選出後の 4 月 1 日より始まり、任期は 3 年とする。再選を妨げない。</p>	<p>第 15 条 会長、副会長および評議員の任期は選出後の 4 月 1 日より始まり、任期は 3 年とする。 <u>会長および副会長は、連続しては再任できない。</u> 評</p>	<p>(役員の任期) 見出しを設けた。 第 15 条 : 8/15 の評議員会で、会長および副会長は、1 期 3 年限りで再任はない。評議員は、再任できるが、連続して 2 期までとする意見でまとまった。評議員辞退者が出て</p>

	<p>議員は<u>再任を妨げない</u><u>が、原則として連続して2期</u>  <u>(6年)までとする。</u></p> <p><u>第15条の2 会計監査については、委嘱する任</u>  <u>期は設けない。会長が選任されたときは、第21条</u>  <u>により委嘱を行う。</u></p>	<p>評議員不在になるおそれ      もあるので、「原則として」を加えた。</p> <p>第15条の2:会計監査は      重要な役割を持つてい      る。会長交代時には同じ      者に再委嘱をするか、新      しい者に委嘱する。</p>	第16条
	<p><u>第15条の3 委員長および幹事長の任期は、原</u>  <u>則として3年とする。評議員は、次期委員長および</u>  <u>次期幹事長の選定を行う会長に協力する。</u></p>	<p>第15条の3:日本魚類學      会などは「任期2年。再任      を妨げない」としている。      委員長・幹事長の確保の      ため、次期の委員長・幹事      長候補に、委員会・幹事會      に加わってもらうなどな      どの準備をする。また、評      議員の協力を得る。</p>	第17条

(役員会の開催)	(事務局会、評議員会及び総会の開催)	(見出しの役員会を分割)	
第 16 条 役員会、 <u>あるいは幹事会</u> 、評議員会の招集は、必要に応じて会長が行う。ただし、役員会、幹事会、評議員会ともにその構成員の 1/3 以上の申し出があれば、会長はこれを招集しなければならない。	第 16 条 事務局会は、必要に応じて会長が招集するか、またはその構成員が会長に要請して開催する。  第 16 条の 2 評議員会の招集は、必要に応じて会長が行う。ただし、評議員会は、 <u>評議員 5 名以上</u> の申し出があれば、会長はこれを招集しなければならない。  第 16 条の 3 評議員会を開催したときは、出席者の中から、議長、記録係を選出し、記録係は議事録を作成する。議事録は 10 年間以上保存する。	第 16 条：事務局会の開催方法を決める。  第 16 条の 2 細則決めるなどの責任を有する評議員会の臨時の開催は、その重要性を考慮して一定数の評議員の申し出が必要と考える。現行は構成員の 3 分の 1 (17 名とすれば 6 名以上となるが、これを 5 名以上とする)  第 16 条の 3、第 16 条の 5：議事録を会員が閲覧できるようにしておく必要がある。 議事録 10 年間保存は、一般社団法人法第 120 条で	第 18 条  第 19 条  第 20 条

	<p><u>会員は議事録を閲覧できる。</u></p> <p><u>第 16 条の 4 評議員会成立のための出席者には、委任状を提出する評議員を含めることができ</u></p> <p><u>る。ただし、会則・細則の変更の同意・承認については、委任できないものとする。</u></p> <p><u>第 16 条の 5 総会を開催したときは、会長は、出席した評議員の中から議長、記録係を指名する。</u></p> <p><u>記録係は、報告事項、承認事項、決定事項について議事録を作成する。議事録は 10 年間以上保存する。</u></p> <p><u>会員は議事録を閲覧できる。</u></p>	<p>義務付けられている期間。会員の閲覧請求権は、一般社団法人法第 121 条を参照。</p> <p>第 16 条の 4：評議員会成立要件に委任状（意見の表明）を認める。ただし、特に重要な会則・細則の変更は、総数の過半数の出席を要する（会則第 14 条で成立要件）。</p> <p>第 16 条の 5：総会での議事録の記載内容、保存期間、会員の閲覧について明示する。</p>	<p>第 21 条</p> <p>第 22 条</p>
--	--	---	-----------------------------

(役員の選出)	(役員の選出)		
第17条 会長および副会長の選出は評議員による無記名投票によって決定する。	第 17 条 会長および副会長の選出は、 <u>第 22 条に基づき</u> 評議員による無記名投票によって決定する。 <u>ただし、会長と副会長とがともに任期中に支障が生じた場合においては、評議員会を開催して評議員の中から候補を選定し、協議により会長、副会長を決定する。この評議員会で選任された会長、副会長の任期は、前任者の残任期間とする（この残任期間は、第 15 条の任期 3 年間に含まれないものとする）。</u>	第 17 条：会長、副会長とともに支障が生じたときの規定を設ける。上位機関（選出母体）である評議員会で協議して選出できるようにしておく必要がある。この場合、第 22 条の無記名投票による選挙が基本なので、臨時に協議によって選ばれた者の任期は、前任者の残期間とする。ただし、協議によって選ばれた会長・副会長が、その後第 22 条によって無記名投票で選ばれた場合には、第 15 条に基づいて、3 年間の任期が与えられるものとする。	第 23 条 第 24 条
第 18 条 評議員は正会員の無記名連記投票によ	第 18 条 評議員は正会員の無記名連記投票によ		

<p>って選出する。評議員数は正会員数を 15 で割った値（端数は切り上げる）、つまり正会員 15 名に対して評議員 1 名の割合とする。得票が同数で定数を上回る場合は、会員番号の若い順とする。</p> <p><u>第 19 条 幹事は新会長が委嘱する。委嘱の任期は委嘱の日から 3 年とする。</u></p>	<p>って選出する。評議員数は正会員数を 15 で割った値（端数は切り上げる）、つまり正会員 15 名に対して評議員 1 名の割合とする。得票が同数で定数を上回る場合は、会員番号の若い順とする。</p> <p><u>第 19 条は、削除</u></p>	<p>第 19 条：会長が会計監査、委員長、幹事長を委嘱することは、第 21 条で記載されている。</p>
<p>第 20 条 任期中に評議員の欠員が生じた場合、評議員の補充は行わない。</p>	<p>第 20 条 任期中に評議員の欠員が生じた場合、評議員の補充は行わない。</p>	<p>第 25 条</p>
<p>第 21 条 幹事に欠員が生じた場合は会長が新たに指名する。後任者の任期は前任者の残任期間とす</p>	<p>第 21 条 <u>会計監査に欠員が生じた場合は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。委員長および</u></p>	<p>第 21 条：会計監査、幹事長、委員長の欠員の場合の措置を明確にする。</p> <p>第 26 条</p>

る。

幹事長に欠員が生じた場合は、会長が新たに指名する。会計監査、委員長および幹事長の後任者の任期は、会長と後任者との協議で決める。

第 21 条の 2 委員長および幹事長は、事務局会に報告した後に、担当する分野の委員または幹事を任命できるものとする。編集委員については、任期 2 年として任命し、再任は妨げない。委員又は幹事の要請に応じて、当学会の委任状を発行するなど必要な処理をする。

第 21 条 2 幹事と委員の指名は、委員長、幹事長が行うことを明確にする。  
編集委員の任期 2 年は、8 月の評議員会の結果を反映させた。

第 27 条

(選挙管理規定)	(選挙管理規定)	
<p>第 22 条 会長、副会長および評議員の定期改選は以下の順序による。</p> <p>1) 会長、副会長および評議員選挙を公正かつ円滑に進めるために、会長は選挙管理委員（長）2名を定期改選前年の評議員会に諮って委嘱する。選挙管理委員（長）は会長、副会長を除く役員の重任を妨げず、任期は委嘱の日から3年とする。選挙管理委員（長）は次の手順に沿つて、選挙を実施する。</p> <p>2) 改選前年の10月末日において有権者を確</p>	<p>第 22 条 会長、副会長および評議員の定期改選は以下の順序による。</p> <p>1) 会長、副会長および評議員選挙を公正かつ円滑に進めるために、会長は選挙管理委員（長）2名を定期改選前年の評議員会に諮って委嘱する。選挙管理委員（長）は会長、副会長を除く役員の重任を妨げず、任期は委嘱の日から3年とする。選挙管理委員（長）は次の手順に沿つて、選挙を実施する。</p> <p>2) 改選前年の10月末日において有権者を確</p>	第 28 条

<p>定する。</p> <p>3) 評議員の定期改選における有権者とは、改定前年 10 月末日現在の国内正会員である。但し、10 月末日時点でのその年度の会費未納者を除く。</p> <p>4) 選挙通知、投票用紙他を改選前年内に有権者に送付する。</p> <p>5) 投票期限を選挙通知送付後およそ 3 週間とし、締め切り日を定める。</p> <p>6) 開票日および開票場所は別途定め、選挙通知にて公告し、有権者に公開とする。</p>	<p>定する。</p> <p>3) 評議員の定期改選における有権者とは、改定前年 10 月末日現在の国内正会員である。但し、10 月末日時点でのその年度の会費未納者を除く。</p> <p>4) 選挙通知、投票用紙他を改選前年内に有権者に送付する。</p> <p>5) 投票期限を選挙通知送付後およそ 3 週間とし、締め切り日を定める。</p> <p>6) 開票日および開票場所は別途定め、選挙通知にて公告し、有権者に公開とする。</p>	
--	--	--

<p>7) 以下の場合は無効投票とする。</p> <p>(1) 所定の投票用紙および封筒を用いていないもの。</p> <p>(2) 定数より多く別人を連記したものの。</p> <p>(3) 有権者意外が記述された場合、その部分。</p> <p>(4) 同一氏名が重複され記述された場合は、その重複部分。</p> <p>8) 会長および副会長の得票数が同数であった場合は、同数者での再投票を行う。</p>	<p>7) 以下の場合は無効投票とする。</p> <p>(1) 所定の投票用紙および封筒を用いていないもの。</p> <p>(2) 定数より多く別人を連記したものの。</p> <p>(3) 有権者意外が記述された場合、その部分。</p> <p>(4) 同一氏名が重複され記述された場合は、その重複部分。</p> <p>8) 会長および副会長の得票数が同数であった場合は、同数者での再投票を行う。</p>	
---	---	--

<p>9) 選挙管理委員長は開票の結果を会長および庶務幹事長に速やかに連絡し、庶務幹事長は次期会長、次期副会長および次期評議員に速やかに連絡し諾否を確認する。受諾されなかつた場合は会長および次期会長に連絡の後、次点の得票者に受諾の確認を行う。会長、副会長の選挙において次点の得票者が複数の場合は、次点の得票者対象として再投票を行う。</p> <p>10) 選挙管理委員長は原票を封印し、学会事務局（次期）に送付する。</p> <p>11) 学会事務局は3年間これを保管する。</p>	<p>9) 選挙管理委員長は開票の結果を会長および庶務幹事長に速やかに連絡し、庶務幹事長は次期会長、次期副会長および次期評議員に速やかに連絡し諾否を確認する。受諾されなかつた場合は会長および次期会長に連絡の後、次点の得票者に受諾の確認を行う。会長、副会長の選挙において次点の得票者が複数の場合は、次点の得票者対象として再投票を行う。</p> <p>10) 選挙管理委員長は原票を封印し、<u>事務局会</u>（次期）に送付する。</p> <p>11) <u>事務局会</u>は3年間これを保管する。</p>	<p>第22条 10)と11): 事務局→事務局会は、会則第19条の追加を反映</p>
---	---	---

(会計)	(会計 <u>処理および予算書、決算書の作成</u> )	(見出し) : 内容を増やし たため追加。	
第 23 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始ま り、翌年の 3 月 31 日に終わる。	第 23 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始ま り、翌年の 3 月 31 日に終わる。  <u>第 23 条の 2 会長は、事務局会での協議を経 て次年度の予算案を作成し、評議員会の承認を得 た後に総会で報告する。</u>  <u>第 23 条の 3 役員は無報酬とする。ただし、 その職務を行うために要する実費相当額を受け取 ることができる。</u>  <u>第 23 条の 4 会則第 4 条に基づく年に 1 度の 大会では、研究発表、シンポジウム等を開催する</u>	第 29 条	
		第 23 条の 2 予算案の作 成根拠を明確にし、評議 員会および総会に報告す る 4 ことを義務付ける。	第 30 条
		第 23 条の 3 : 役員は無報 酬であることを明確にす る。森林学会定款 37 条 (実費支払いの規定)。	第 31 条
		第 23 条の 4 : 会員アンケ ートを踏まえて、大会 (シ ンポジウムなど) は、原則	第 32 条

<p>第 24 条 本会の会計は各年度末に会計監査の審査を受け、総会に於いて報告し、その承認を得るものとする。</p>	<p><u>ことができるものとし、原則としてオンラインで行う。会長は、事務局会での協議を経て大会の内容を決めるとともに、遅くとも大会 1か月前には評議員会に報告する。</u></p> <p>第 24 条 会計<u>幹事長が決算報告を作成し、決算報告は</u>会計監査の審査を受ける。会長は、決算報告および会計監査の<u>審査結果を評議員会に報告する</u>とともに、総会に於いて報告し、その承認を得るものとする。</p> <p><u>附則 1 この改定案は、2024 年 4 月の総会において承認された後に発効する。</u></p>	<p>としてオンラインで行うことが望ましい。内容は、事前に評議員会に報告することを義務付ける。</p> <p>第 24 条：会計幹事長は、会長から詳細を聞いて決算報告書を作成することになるので、会計監査への説明は、会長と会計幹事長と共同して行う。会長は、決算報告とそれに対する会計監査報告を評議員会および総会で承認を得る。</p> <p>附則 1 承認後の会則、細則の発効時期を記載する。</p>
---	--	--

	<p><u>附則 2 改定後の第 15 条の適用にあたり、</u> <u>2023 年 4 月 1 日に会長、副会長および評議員で</u> <u>あつた者は、2026 年 3 月 31 日まではその地位を</u> <u>失わぬものとする。</u></p>	<p>附則 2 細則の第 15 条の改定により、現在の会長、副会長は、2026 年 3 月 31 日以降は再任できない。</p>	附則 2
--	---	--	------